

総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領 新旧対照表

改正後	改正前
1～6 省略 7 技術資料の審査 技術資料の審査は、競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）<u>（競争参加資格委員会委員長が別に定める競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）に委ねた場合は技術審査分科会）において行い、3に定める学識経験者を有する者の意見を聴取する。</u> 8～17 省略 18 その他 （1）この要領の契約時における工事請負契約書は、長崎県建設工事執行規則第12条第1項に規定する長崎県建設工事標準請負契約書によるものとする。 また、評価項目に工事施工時履行項目があり、落札者が技術資料において誓約した場合においては、別紙「総合評価落札方式（特別簡易型）契約書約定事項」に定める条項を約定しておくこと。 <u>（2）施工計画の施工内容等については、受注者が施工計画書に反映させることとする。</u> （3）この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。	1～6 省略 7 技術資料の審査 技術資料の審査は、競争参加資格委員会（長崎県建設工事一般競争入札実施要綱第2条第5号に規定する「競争参加資格委員会」をいう。）において行う。 8～17 省略 18 その他 （1）この要領の契約時における工事請負契約書は、長崎県建設工事執行規則第12条第1項に規定する長崎県建設工事標準請負契約書によるものとする。 また、評価項目に工事施工時履行項目があり、落札者が技術資料において誓約した場合においては、別紙「総合評価落札方式（特別簡易型）契約書約定事項」に定める条項を約定しておくこと。 （2）この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は別に定める。

総合評価落札方式（特別簡易型）試行要領 新旧対照表

改正後	改正前
19 施行期日 この要領は、平成21年 4月1日から施行する。 この要領は、平成25年 7月1日から施行する。 <u>この要領は、平成28年 8月1日から施行する。</u> 試行要領に規定する技術資料様式 技術資料総括表 様式1号 配置予定技術者の能力 様式3号 企業の能力 様式4-1号 企業の能力 様式4-2号 地域精通度 様式5号 地域貢献度 様式6号 <u>試行要領に規定する技術資料様式（建築一式工事用）</u> <u>技術資料総括表 様式1号</u> <u>施工計画 様式2号</u> <u>配置予定技術者の能力 様式3-1号</u> <u>企業の能力 様式4-1号</u> <u>企業の能力 様式4-2号</u> <u>地域精通度 様式5号</u> <u>地域貢献度 様式6号</u>	19 施行期日 この要領は、平成21年 4月1日から施行する。 この要領は、平成25年 7月1日から施行する。 試行要領に規定する技術資料様式 技術資料総括表 様式1号 配置予定技術者の能力 様式3号 企業の能力 様式4-1号 企業の能力 様式4-2号 地域精通度 様式5号 地域貢献度 様式6号